

弔意に関する申合せ

昭和 56 年 6 月制定
令和 7 年 11 月 27 日改定
令和 8 年 5 月 15 日改定

(目的)

第 1 条 学会に貢献のあった者のうち第 2 条に定める対象者が死亡した場合に、その功績を讃え弔意を表するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(弔意の対象者)

第 2 条 学会が弔意を表する対象者は次の各号に掲げる者とする。

- 1) 理事長、評議員会長、大会長の経験者
- 2) 理事・監事を 6 年以上務めた者
- 3) 現職理事、現職監事
- 4) 前各号に準ずる功績があった者

(弔意に関する事項)

第 3 条 理事長は、その判断により、次の各号に掲げる方法により弔意を表することができる。

- 1) 弔電を送る
- 2) 供花を贈る
- 3) 弔辞を捧げる
- 4) 機関誌に追悼文を掲載する
- 5) その他の適切な方法

(改廃)

第 4 条 この申合せの改廃は、理事会の決議により行う。

付則

この申合せは、昭和 56 年 6 月より施行する。